

令和3年12月15日判決言渡

令和2年（行ケ）第10100号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年10月4日

判 決

5

原 告 有限会社オオタニメデイカルサプライ

同訴訟代理人弁護士 遠 藤 直 哉

同 村 谷 晃 司

10

同 中 村 智 広

被 告 リプロジェネティクス リミテッド
ライアビリティー カンパニー

15

主 文

- 1 特許庁が取消2017-300733号事件について令和2年7月20日にした審決のうち、「登録第5834594号商標の指定役務中、第44類「全指定役務」については、その商標登録は取り消す。」との部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 20 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

25

1 前提事実

- (1) 被告は、アメリカ合衆国ニュージャージー州に所在する会社である(甲8,

47)。

(2) 原告は、不動産の賃貸及び管理、給食業、これらに附帯する一切の事業を目的とする、昭和53年(1978年)9月30日に設立された特例有限会社であり、その取締役はAである(弁論の全趣旨)。原告とは別の会社である有限会社REPROGENETICSは、遺伝子の検査、医療及び健康に関するカウンセリング、これらに附帯する一切の業務を目的とする、平成16年(2004年)8月20日に設立された特例有限会社であり、その取締役は、Aと、被告の代表者であったB(甲8, 47)である(甲9)。Aは、大谷レディースクリニックを運営する産婦人科医であり、CはAの子であり、医師である(甲8, 10, 47, 51, 52)。

2 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告は、次の商標(以下「本件商標」といい、その商標権を「本件商標権」という。)の商標権者である(甲1)。

登録番号 第5834594号

登録出願日 平成27年(2015年)9月18日

登録査定日 平成28年(2016年)2月8日

設定登録日 平成28年(2016年)3月18日

登録商標 「Reprogenetics」(標準文字)

商品及び役務の区分 第42類

指定役務 細胞遺伝子検査

商品及び役務の区分 第44類

指定役務 医療を目的とした遺伝子検査、医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング

なお、本件商標の出願人及び設定登録時の権利者は有限会社REPROGENETICSであり、本件商標権は、平成28年(2016年)6月17日にCに移転され、平成29年(2017年)6月20日に原告に移転され

た（甲1）。

(2) 被告が、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国において商標に関する権利を有していることを主張するために提示した商標は、別紙1のとおりである（本件審決において、別紙1記載1ないし11の各商標は、その番号により、例えば「引用商標1」などといわれており、それらをまとめて「引用商標」といわれていたことから、本判決でも同様とする。）。

(3) 被告は、平成29年（2017年）9月26日、商標法53条の2に基づいて本件商標の商標登録取消審判を請求した。

特許庁は、上記取消審判を取消2017-300733号事件として審理し、令和2年（2020年）7月20日、結論を「登録第5834594号商標の指定役務中、第44類『全指定役務』については、その商標登録は、取り消す。その余の指定役務についての審判請求は成り立たない。審判費用は、その2分の1を請求人の負担とし、2分の1を被請求人の負担とする。」とする審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は同月30日、原告に送達された。

(4) 原告は、令和2年（2020年）8月26日、本件審決のうち、「登録第5834594号商標の指定役務中、第44類『全指定役務』については、その商標登録は取り消す。」との部分を取り消すことを求めて本件訴訟を提起した。

3 審決の理由の要旨

審決の理由は別紙審決書（写し）記載のとおりであり、その要旨は、①被告は、本件商標の登録出願時には、パリ条約の同盟国であるアメリカ合衆国において商標権に関する権利（引用商標6）を有していたと認められる（本件審決第5の1(1)キ）、②本件商標と引用商標6とは類似の商標と判断するのが相当である（本件審決第5の1(2)ウ）、③本件商標の指定役務中、第44類「医療を

目的とした遺伝子検査，医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」と引用商標6の指定役務とは類似の役務と認められる(本件審決第5の1(2)エ)，④出願人は，本件商標の出願の日前1年以内に，被告の代理人の地位を有していた者と見て差し支えない(本件審決第5の2(2)イ)，⑤本件商標の登録出願は，
5 正当な理由がないのに，その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでなされたものであると認められる(本件審決第5の2(3)ウ) というものである。

第3 原告主張の取消事由

1 取消事由1(「被告の承諾がない」という判断の誤り)

(1) 本件審決の判断

10 本件審決は，被告とA(以下「A」という。)が，2004年(平成16年)8月27日付けで合弁契約(以下「本件原契約」という。)を締結し，2008年(平成20年)3月10日付けで，それを修正する修正合弁契約(以下「本件修正契約」という。)を締結したとし，本件修正契約の契約書に，知的財産権について，被告は，合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権の所有権を保持する旨記載されていること(本件
15 審決第5の2(1)エ(ア)，(イ))を根拠として，本件商標の登録出願は，正当な理由がないのに，その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでなされたものであると認められると判断した(本件審決第5の2(3)ア～ウ)。

20 しかし，本件審決の上記判断は誤りである。その理由は，後記(2)以下のとおりである。

(2) 知的財産権の帰属関係

ア 本件原契約の締結日

25 本件修正契約の契約書には，被告とAとの間で，2004年(平成16年)8月27日付け合弁契約が締結されたと記載されているが(甲8)，この日付は誤記であり，本件原契約は，同年7月11日に締結されたものである(甲47)。

イ 本件原契約の定め

本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」において、商標を含むすべての知的財産権は、被告とAの共有であることが定められており、同項の「D.」において、この知的財産権を保護し、完全な
5 ものにするために行動することがAに許諾されていることが記載されている（甲47）。

ウ 本件修正契約の定め

本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の「A.」において、被告は、
合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的財
10 産権の所有権を保持すると定められているが、ここにいう「合弁における
知的財産」は、本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項
の「B.」において、被告とAの共有とされた、商標を含む全ての知的財
産権を指す。そして、本件修正契約の上記の定めは、「合弁における知的財
15 産」から派生する知的財産権を被告が単独で有すると定められているにと
どまり、被告とAの共有に属する「合弁における知的財産」を、被告が単
独で有するように修正したものではない。現に、本件修正契約の「7. 所
有権及び財産権」の「C.」には、契約の当事者は、共有に係る知的財産権
を保護し、完全なものとするために行動することが定められている。

そのため、本件修正契約は、被告とAとの間で共有に属する商標を保護
20 するために、Aが代表者を務める有限会社REPROGENETICSが
本件商標の登録出願をすることを否定するものではない。

エ 判断の誤りの有無

前記ウのとおり、本件修正契約は、「合弁における知的財産」から派生す
る知的財産権を被告が単独で有すると定められているにとどまり、被告と
25 Aの共有に属する「合弁における知的財産」を、被告が単独で有するよう
に修正したものではない。それにもかかわらず、本件審決が、本件修正契

約の契約書に、知的財産権について、被告は、合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権の所有権を保持する旨記載されていることを根拠として、本件商標の登録出願は、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでされたもの

5

(3) アメリカ合衆国法の先使用主義による先使用関係

本件修正契約20条は、アメリカ合衆国法及びニュージャージー州法を準拠法とする旨定める。そして、それらの法律によれば、商標権は、先使用主義により、使用によって権利が発生する。Aは、本件修正契約7条「A.」において、商標の使用を許諾されているから、被告は、Aが我が国において商標を出願することを許諾する意思を有していたといえる。

10

したがって、本件審決が、本件商標の登録出願は、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでされたものであると認められると判断した（本件審決第5の2(3)ア、ウ）のは誤りである。

15

2 取消事由2（「正当な理由がない」という判断の誤り）

本件審決は、本件商標の登録出願は、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでされたものであると認められると判断した（本件審決第5の2(3)イ、ウ）。

20

しかし、そもそも前記1で主張したとおり、本件では承諾を得て出願した場合に該当するので、正当な理由があることは明らかである。

また、本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」及び本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「C.」においては、被告とAは、合弁事業により創設された共有に係る知的財産権を保護するために行動する旨定められているところ、Aは、第三者に「Reprogenetics」（標準文字）という商標が取得されることを防ぐために、Aが代表者を務める有限会社REPROGENETICSにより本件商標を登録出願したもの

25

であるから（甲10），本件商標の登録出願には正当な理由がある。

したがって，本件審決が，本件商標の登録出願は正当な理由がないのになされたものであると認められると判断したのは誤りである。

3 取消事由3（「代理人若しくは代表者」の判断の誤り）

5 本件審決は，本件商標の出願人（有限会社REPROGENETICS）は，本件商標の出願の日前1年以内に，被告の代理人の地位を有していた者と見て差し支えない（本件審決第5の2(2)）と判断した。

10 しかし，商標法53条の2の趣旨は，輸入商品の代理店等が，当該輸入商品に使用されている商標を必ずしも輸入先のメーカーや商社の承諾を得ないで登録出願する場合において，公正な国際取引を確保することにある。本件商標は，本件原契約及び本件修正契約により被告とAの共有とされた商標権を保護するために登録出願されたものであり，商標法53条の2の趣旨が当てはまる場合に該当しない。また，Aは，本件商標の出願人である有限会社REPROGENETICSの代表者として被告と本件原契約及び本件修正契約を締結した15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

したがって，本件審決が，本件商標の出願人（有限会社REPROGENETICS）は，本件商標の出願の日前1年以内に，被告の代理人の地位を有していた者と見て差し支えないと判断したのは誤りである。

4 取消事由4（商標の類否の認定及び判断の誤り）

(1) 本件審決の判断

本件審決は、本件商標と引用商標 6 とは、観念において比較できないとしても、外観において近似した印象を与え、称呼においては同一であるから、これらを総合的に考慮すれば、両者は類似の商標と判断するのが相当であるとした（本件審決第 5 の 1 (2)ウ）。

5 しかし、本件審決の上記判断は誤りである。その理由は、後記(2)のとおりである。

(2) 判断の誤りの理由

ア 本件商標

10 本件商標は、「Reprogenetics」という文字を標準文字で表すものであり、「リプロジェネティクス」という称呼を生じ、生殖遺伝学という観念を生じる。

イ 引用商標 6

15 引用商標 6 は、上部に図形部分を表し、下部に「REPROGENETICS」という文字を表したものであり、図形部分は、欧文字で色が異なる「Y」二つが組み合わされて全体として「X」となっており、これは生物学におけるヒト染色体たる「X染色体」と「Y染色体」を意味するものである。

 引用商標 6 は、「エクスイリプロジェネティクス」という称呼のみを生ずる。

20 引用商標 6 の図形部分からは、X染色体、Y染色体というヒト染色体の観念が生じ、文字部分からは、生殖遺伝学の観念を生じる。

ウ 類否

25 引用商標 6 の図形部分と文字部分は、指定役務との関係ではいずれも出所識別力が弱く、不可分一体として認識されるから、本件商標と引用商標 6 は、図形部分の有無という大きな差異があり、外観において類似しない。

 本件商標は「リプロジェネティクス」という称呼を生じるのに対し、引

用商標6は「エックスワイリプロジェネティクス」という称呼のみを生じ、「エックスワイ」という部分の有無が異なるから、本件商標と引用商標6は、称呼において類似しない。

本件商標は生殖遺伝学の観念を生じるのに対し、引用商標6は、X染色体とY染色体からなるヒト染色体の観念を生じるから、本件商標と引用商標6は、観念において類似しない。

したがって、本件商標と引用商標6は、外観、称呼、観念のいずれにおいても異なり、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すると、本件商標と引用商標6は、類似しない。

5 取消事由5（役務の類否判断の理由不備）

本件商標の指定役務中の「心理検査」は、一般に、受検者の知能や心理特性などを科学的、客観的に測定するものと考えられる。本件審決には、本件商標の指定役務中の「心理検査」と、引用商標6の指定役務の「人間の生殖に関する医療検査及び医療相談」とが類似する理由が記載されていないから、本件審決は、審決にその理由を記載すべきことを定めた商標法56条1項、特許法157条2項4号に違反する。

6 結論

以上のとおり、本件審決は、その判断に誤りがあり（前記1～4）、審決にその理由を記載すべきことを定めた商標法56条1項、特許法157条2項4号に違反しており（前記5）、これらは本件審決の結論に影響を及ぼすから、本件審決は取り消されるべきである。

第4 当裁判所の判断

1 取消事由1（「被告の承諾がない」という判断の誤り）及び取消事由2（「正当な理由がない」という判断の誤り）について

(1) 本件審決の判断

たもの（甲４７）と認められる。

(イ) 前文の定め

本件原契約は、前文において次のように定めていた。

「Reprogenetics と A 博士は、共同事業に従事することを望んでおり、
5 その目的は、ここに記載されている協力の原則と誓約と合意に従うこと
を条件に、着床前遺伝子診断（以下「PGD」）に関する合意された一定の
研究と実験を行うことである。

A 医師は、以下に定める条件に基づき、合弁事業を支援するために、
一定のオフィススペース、設備、スタッフ、および適切な患者と紹介医
10 師の紹介を提供することを希望する。Reprogenetics は、技術サポート、
トレーニングと支援、品質管理と科学的方向性、情報、および以下に示
す条件に基づく合弁事業のサポートの改善を提供することを望んでいる。

以上のことから、両当事者は、善良かつ価値ある検討のために、その
受領をここに認め、法的に拘束されることを意図して、以下のように合
15 意するものとする。」(WHEREAS, Reprogenetics and Dr. A desire to
engage in a joint venture, the purpose of which is to perform certain
agreed upon research and experimentation concerning Pre-
Implantation Genetic Diagnosis ("PGD"), subject to the principles of
cooperation and the covenants and agreements contained herein; and
20 WHEREAS, Dr. A desires to provide certain office space, equipment,
staffing and referrals of suitable patients and referring physicians in
support of the joint venture upon the terms and conditions hereinafter
set forth; and

WHEREAS, Reprogenetics desires to provide technical support,
25 training and assistance, quality control and scientific direction,
information and improvements in support of the joint venture upon

the terms and conditions hereinafter set forth;

NOW, THEREFORE, for good and valuable consideration, the receipt of which is hereby acknowledged, and intending to be legally bound hereby, the Parties agree as follows:)

5 (ウ) 準拠法の定め

本件原契約は、準拠法について、「XXII. 準拠法と管轄地」(XXII. CHOICE OF LAW AND FORUM) の項において、「本契約は、ニュージャージー州およびアメリカ合衆国の法律に準拠し、それに基づいて解釈されるものとする」(This Agreement shall be governed by and
10 construed in accordance with the laws of the State of New Jersey and the United States of America) と定めていた(甲47)。

(エ) 知的所有権等に関する定め

本件原契約は、知的所有権の帰属等について、次のとおり定めていた(甲47)。

15 a 本件原契約は、「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」(VI. OWNERSHIP; INCOME DISTRIBUTION; DECISION-MAKING AUTHORITY) の項の「B.」において、「各当事者は、製品と結果、および商標、すべての文書とコンピューターに記録されたデータ、製品と結果の開発に使用されたすべての技術、プロセスとその他の要素、およびすべての収益を含む、関連するすべての知的所有
20 権およびその他の財産権を認め、同意する。材料または製品の両方は、両当事者が共同で、分割されていない50%の株式で共同で所有するものであり、他の個人または企業体とその一部またはその収益を共有するという両当事者の合意によって減少またはその他の影響を受ける
25 ことはない。」(Each party acknowledges and agrees that the Product and Results, and all associated intellectual and other property

rights, including trademarks, all documentation and computer recorded data, all techniques, processes and other elements used in cultivating the Product and/or Results, and all proceeds of the Material or Product, are proprietary to both Parties jointly, in equal, undivided, 50% shares, that may not be diminished or otherwise affected by either party's agreement to share its portion or the proceeds thereof with any other person or entity.) と定めていた（原文によれば、上記訳の「50%の株式」は、「50%の割り前」との意味と解される。）。そして、同項の「D.」において、「当事者は、本契約に基づき作成、考案、または開発された共同の知的財産権を保護し、完全なものとするために、相互に合意して行動するものとし、そのような手続きにかかる費用を平等に負担するものとする。」(The parties shall act in mutual agreement to protect and perfect their joint intellectual property rights created, conceived or developed hereunder, and shall equally bear the expenses of such procedures.) と定めていた。

b 本件原契約は、「VII.所有権」(VII.PROPRIETARY RIGHTS)において、「各当事者は、Reprogenetics と A 博士が本契約の対象となる材料と製品の共同で対等な所有者であり、当該研究を行う当事者にかかわらず、当該材料または製品を利用した内部研究に関連する知的財産権の共同所有者であることに同意する。」(Each party agrees that Reprogenetics and Dr. A are joint and equal owners of the Material and the Product that are the subject of this Agreement and of any intellectual property rights related to any internal research utilizing such Material or Product, regardless of the party conducting such research) と定めていた。

イ 本件修正契約

(ア) 本件修正契約の締結

被告と A は、2008 年（平成 20 年）3 月 10 日、本件原契約を修正する本件修正契約（AMENDED JOINT VENTURE AGREEMENT）を締結した（甲 8）。

(イ) 前文の定め

本件修正契約は前文において次のように定めていた。

「Reprogenetics は特殊な遺伝子研究所であり、出生前診断(PGD)試験の開発に従事しており、

A 博士は、体外受精クリニックである大谷レディースクリニック及び臨床遺伝子試験研究所である Reprogenetics Japan の運営に従事しており、

2004 年以来、当事者らは合弁を行っており、これにより Reprogenetics が A 博士に対して、A 博士の体外受精クリニック及び臨床試験研究所で使用するために、Reprogenetics が A 博士に提供し、開発した PGD 試験プロセス及び技術を利用しており、

当事者らは合弁の促進のために、2004 年 8 月 27 日付け合弁契約（「2004 年契約」）を締結し、当該日付より本合弁を継続的に運営しており、

当事者らは 2004 年契約を修正して、合弁の性質及び目的をより正確に記述し、確実に継続的運営を行うことを相互に合意した。

よってここに、約束、相互の表明、合意、契約及び本契約に記載されている条件を約因として、そして有効かつ有価の約因として、これらの受領をここに承認し、当事者らは以下のように合意する：」

（WHEREAS Reprogenetics is a specialized genetics laboratory engaged in the development of Preimplantation Genetic Diagnostics ("PGD") testing; and

WHEREAS Dr. A is engaged in the operation of an *in vitro fertilization* clinic, the Otani Ladies Clinic, and a clinical genetics testing laboratory, Reprogenetics Japan; and

5 WHEREAS since 2004 the parties have been engaged in a joint venture whereby Dr. A has been utilizing PGD testing procedures and techniques developed and supplied by Reprogenetics to Dr. A for use in his IVF clinic and his clinical testing laboratory; and

10 WHEREAS the parties heretofore entered into a Joint Venture Agreement ("2004 Agreement") dated August 27,2004 in furtherance of this joint venture and have continuously operated this joint venture since that date; and

15 WHEREAS the parties have now mutually agreed to amend the 2004 Agreement so as to more accurately describe the nature and purpose of their joint venture and to ensure its continued operation.

20 NOW, THEREFORE, for and in consideration of the promises and of the mutual representations, covenants, agreements and conditions set forth herein, and for other good and valuable consideration, the receipt of which is hereby acknowledged, the parties agree as follows:)

 (上記の「2004年8月27日付け合弁契約」は、本件原契約のことを指すので、「2004年7月11日付け合弁契約」(甲47)が正しく、上記の日付は誤記であるものと認められる。)

(ウ) 準拠法の定め

25 本件修正契約は、準拠法について、「20. 法律及び法廷の選択」(20. Choice of Law and Forum.)の項において、「本契約は、米国ニュージャージー州により規律され、かつ解釈される」(This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of the State of

New Jersey and the United States of America) と定めていた (甲 8)
(原文によれば、「ニュージャージー州とアメリカ合衆国の法律が適用され、それらに従って解釈される」という意味と解される。)

(エ) 知的所有権等に関する定め

5 本件修正契約は、知的所有権の帰属等について、次のとおり定めていた (甲 8)。

a 本件修正契約は、「7. 所有権及び財産権」(7. Ownership and Proprietary Rights) の項の「A.」において、「Reprogenetics は、合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権の所有権を保持する」(Reprogenetics shall retain ownership of
10 any intellectual property derived in whole or in part from its intellectual property in the joint venture) と定めていた。

b 本件修正契約は、「7. 所有権及び財産権」(7. Ownership and Proprietary Rights) の項の「C.」において、「当事者らは相互契約により、本合弁の結果として創設され、生成され、開発されたあらゆる共有に係る知的所有権を保護し、完全なものにするために行動し、各当事者は、かかる努力の結果としてかかったあらゆる経費を等しく負担する。」(The parties shall act in mutual agreement to protect and
15 perfect any joint intellectual property rights created, conceived or developed as a result of this joint venture and each party shall bear
20 equally any expenses incurred as a result of such effort.) と定めていた。

ウ 再修正契約

被告と A は、2015年(平成27年)12月10日付けで、本件修正
25 契約を更に修正する契約を締結した (甲 8)。

(3) 被告と A との間の契約の解釈

ア 契約の目的

本件原契約の前文の定め（前記(2)ア(イ)）によれば，被告と A は，着床前遺伝子診断(PGD)の研究と実験を行うことを目的とする合弁事業を行うために本件原契約を締結したものと認められる。そして，本件修正契約の前文の定め（前記(2)イ(イ)）によれば，本件原契約を修正するために本件修正契約が締結されたものと認められる。

イ 知的財産権の帰属

(ア) 本件原契約

本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定め（前記(2)ア(エ) a）によれば，「**all associated intellectual and other property rights, including trademarks**」（商標を含む，全ての関連する知的そして他の財産権。以下「商標を含む知的財産権等」という。）は，等しい50%の割合で被告と A の共有に属するものと認められる。同項の「D.」の定め（前記(2)ア(エ) a）は，被告と A の共有に属する知的財産権が存在することを前提とするものであり，また，本件原契約の「VII. 財産権」の定め（前記(2)ア(エ) b）は，本件原契約に基づく合弁事業における研究に関連する知的財産権が被告と A の共有に属することを定めており，これらの定めがあることによっても，「商標を含む知的財産権等」が被告と A の共有に属するという，本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定めの上記解釈は，裏付けられるものといえる。

(イ) 本件修正契約

a 本件修正契約は，本件原契約を修正することを目的として締結されたものであるから（前記イ），本件原契約に定められた「商標を含む知的財産権等」の帰属について修正する旨の条項がなければ，「商標を含む知的財産権等」は，本件原契約が定めるとおり，被告と A の共有に

属するものと認められる。

b 本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「A.」の「Reprogenetics は、合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権の所有権を保持する。」という定め（前記
5 (2)イ(エ)a)の「合弁における知的財産」は、本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」に定められた「商標を含む知的財産権等」（前記(2)ア(エ)a)を含むものであると解する余地がある。そして、「商標を含む知的財産権等」は、本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」によれば、被告とAの共有
10 に属するものと定められている（前記(2)ア(エ)a)。

他方、本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「A.」により被告（Reprogenetics）が保持するとされる知的所有権は、「合弁における知的財産」ではなく、それから「全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権」とされているから、被告が単独で保持するのは、
15 「合弁における知的財産」とは異なるものであると認められる。

そうすると、本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「A.」は、「商標を含む知的財産権等」（前記(2)ア(エ)a)が等しい50%の割合で被告とAの共有に属するものとする本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定め（前記(2)ア(エ)a)を変更するものではなく、「商標を含む知的財産権等」とは別の、そのような財産権から派生する知的財産権を、被告が単独で有することを定め
20 たものであると解する余地がある。

本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「C.」は、「本合弁の結果として創設され、生成され、開発されたあらゆる共有に係る知的所有権」が存在することを前提としているから（前記(2)イ(エ)b）、
25 それによれば、「商標を含む知的財産権等」が等しい50%の割合で被

告と A の共有に属するものとする本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定め（前記(2)ア(エ)a）が，本件修正契約によって変更されていないことが裏付けられているといえる。

ウ 準拠法との関係

5 なお，前記ア，イの解釈は，本件原契約及び本件修正契約において準拠法がアメリカ合衆国とニュージャージー州の法律と定めていること（前記(2)ア(ウ)，イ(ウ)）（法の適用に関する通則法7条）を前提として，妥当するものである。

(4) 本件商標権の帰属

10 ア 有限会社REPROGENETICSは，遺伝子の検査，医療及び健康に関するカウンセリング，これらに附帯する一切の業務を目的とする特例有限会社であり，その取締役は，Aと，被告の代表者であったBである（前記第2の1）。そして，有限会社REPROGENETICSは，2004年（平成16年）7月11日に本件原契約が締結されて間もない同年8月
15 20日に設立された（前記第2の1）。そのため，同社は，本件原契約に定められた合弁事業を行うために設立された特例有限会社であると認められ，本件修正契約書の前文（前記(2)イ(イ)）にいう「Reprogenetics Japan」に
20 当たるものと認められる。他方，本件商標は，「Reprogenetics」(標準文字)で，同社が出願したものであり，商品及び役務の区分と指定役務は，第42類の「細胞遺伝子検査」と，第44類の「医療を目的とした遺伝子検査，医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」
25 である。そうすると，本件商標権は，同社及びAが，我が国において，本件原契約に基づく合弁事業を行うために必要とされるものであり，同事業にとって重要な意義を有するものであって，本件原契約の「VI. 所有権；
所得制限；意思決定権」の項の「B.」の「商標を含む知的財産権等」（前記(2)ア(エ)a）に該当すると解する余地がある。そして，本件原契約の「VI.

所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定め（前記(2)ア(エ)a）によれば、「商標を含む知的財産権等」は、等しい50%の割合で被告とAの共有に属する。そうすると、本件商標権は、被告とAの間では、被告とAの共有に属し、両者が持分割合50%ずつの権利を有すると解する余地がある。

イ 前記(3)イ(イ)bで検討したように、本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「A.」は、「商標を含む知的財産権等」が等しい50%の割合で被告とAの共有に属するものとする本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」の定め（前記(2)ア(エ)a）を変更するものではないと解する余地があるから、本件原契約により、本件商標権が、被告とAの共有に属するとされるのであれば、本件修正契約により、その帰属が、被告が全ての権利を有するように変更されたとは認められない。

(5) 本件審決の誤りの有無

ア 前記(4)のとおり、本件商標権について、被告とAの間では、両者が持分割合50%ずつの権利を共有すると認められる余地があり、被告とAとの契約において、本件商標権を含む知的財産権について、被告が全ての権利を保持するとされているとはいいい切れない。被告とAの間において、被告が本件商標権に関する権利を単独で有すると認定するためには、①本件商標権が、本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」(前記(2)ア(エ)a)の「商標を含む知的財産権等」に該当するか否か、②本件原契約の「VI. 所有権；所得制限；意思決定権」の項の「B.」に定められた知的財産権の帰属が、本件修正契約により変更されたか否か、③本件商標権は、本件修正契約の「7. 所有権及び財産権」の項の「A.」(前記(2)イ(エ)a)における「合弁における知的財産」に当たるのか、それとも、そのような知的財産から「全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権」に当たるのか、④本件商標権は、本件修正契約の「7. 所有権及び財

産権」の項の「C.」（前記(2)イ(エ)b）における「本合弁の結果として創設され、生成され、開発されたあらゆる共有に係る知的所有権」に当たらないのか等の点を審理判断する必要がある。

5 したがって、本件審決が、上記①から④で指摘したところの本件原契約との関係における本件修正契約の解釈について言及することなく、本件修正契約の「Reprogenetics は、合弁における知的財産から全体的又は部分的に派生するあらゆる知的所有権の所有権を保持する。」との定めに基づいて、被告とAとの契約において知的財産権は被告が全ての権利を保持すると判断したのは誤りであり、そのような判断を前提として、本件商標の登録出願は、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでされたものであると判断したのは誤りである。

10 イ なお、本件審決は、被告が、2017年（平成29年）6月2日付けで、Aに、本件原契約及び本件修正契約による合弁契約を同年8月4日に終了させる旨のレターを送付し、同レターには、A又は有限会社REPROGENETICSが「Reprogenetics」の商標を出願する権利を有していないにもかかわらずこれを登録した旨が記載されている（甲10）こと（本件審決第5の2(1)エ(エ)）をも、同社が、正当な理由がないのに被告の承諾を得ないで本件商標の登録を出願したという判断の根拠とする（本件審決第5の2(3)）。

20 しかし、被告がAに送付した上記レターには、A又は有限会社REPROGENETICSが「Reprogenetics」の商標を出願する権利を有していないという被告の主張の根拠は記載されておらず、また、Aは、上記レターに対する返信において、被告の主張を争っている（甲10）。さらに、前記(4)アのとおり、本件商標権は、有限会社REPROGENETICS及びAが、我が国において、本件原契約に基づく合弁事業を行うために必要とされるものであり、同事業にとって重要な意義を有する

ものである。商標登録について先願主義を採用する我が国において、合弁事業を行うために設立され、被告の代表者である B も取締役を務める有限会社 REPROGENETICS が本件商標を出願することは、合弁事業の趣旨に反することが明らかであるとは考え難く、被告の上記レターにおける主張の根拠は明確であるとはいえない。したがって、被告が上記レター（甲 10）を送付したことを考慮しても、本件審決の判断は誤りであるといわざるを得ない。

2 取消事由 3（「代理人若しくは代表者」の判断の誤り）について

- (1) 商標法 53 条の 2 の「代理人若しくは代表者」とは、商標に関する権利を有する者から代理権を与えられた者、又は商標に関する権利を有する法人の代表者に限られず、商標に関する権利を有する者との間で、契約に基づき継続的な法的関係があるか、あるいは少なくとも、継続的な取引から慣行的な信頼関係が形成され、商標に関する権利を有する者の事業遂行の体系に組み込まれている者であれば足りると解すべきである。
- (2) これを本件について検討するに、本件商標の出願人は有限会社 REPROGENETICS であるところ、前記 1(4)アのとおり、同社は、2004 年（平成 16 年）8 月 20 日に、被告と本件原契約及び本件修正契約を締結した A を取締役として、本件原契約に定められた合弁事業を行うために設立された特例有限会社であり、本件修正契約の前文にいう「**Reprogenetics Japan**」に当たるものと認められるから、A と上記出願人とが実質的な同一人であるかどうかを問うまでもなく、上記出願人は、本件原契約及び本件修正契約による継続的な取引から慣行的な信頼関係が形成され、商標に関する権利を有する被告の事業遂行の体系に組み込まれた者に該当すると認めるのが相当である。

そして、本件商標の登録出願日は 2015 年（平成 27 年）9 月 18 日であるから、有限会社 REPROGENETICS は、本件商標登録出願の日

前1年以内に代理人若しくは代表者であった者に該当すると認められる。

(3) したがって、本件審決が、本件商標の出願人（有限会社REPROGENETICS）が、本件商標の登録出願の日前1年以内に、被告の代理人若しくは代表者であった者に該当するとした判断に誤りはない。

5 3 取消事由4（商標の類否の認定及び判断の誤り）について

(1) 商標の類否判断

10 商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであり（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的
15 的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁参照）。

20 (2) 本件商標

ア 本件商標は、「Reprogenetics」という文字を標準文字で表すものである。

イ 本件商標は、「リプロジェネティクス」の称呼を生じるものと認められる。

ウ 本件商標（Reprogenetics）は、生殖を意味する
25 「reproduction」という語と遺伝学を意味する「genetics」という語を組み合わせた造語であり、生殖遺伝学を意味する語として使用される例があっ

たとしても（甲59），我が国においては，辞書類に採録されておらず，また，本件商標の指定役務である「細胞遺伝子検査」（第42類），「医療を目的とした遺伝子検査，医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」（第44類）の分野においても，その他の分野においても，一般的に使用
5 されていることを認めるに足りる証拠はない。したがって，本件商標からは特定の観念を生じないものと認められる。

(3) 引用商標6

ア 引用商標6は，別紙2記載2のとおり，上部に図形部分を表し，下部に
10 「REPROGENETICS」という文字を表したものであるから，結合商標であると認められる。引用商標6の図形部分は，二又に分かれた曲線よりなる図形が，開口部が上及び下に位置するように上下逆向きに組み合わせられたものである。

イ 引用商標6においては，上部の図形部分と下部の文字部分が明確に分け
15 られており，下部には，「REPROGENETICS」という文字が表されており，同文字は造語であると認められるから，構成全体からすると，その部分が取引者，需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものといえるから，引用商標6の称呼は，下部の「REPROGENETICS」という部分により生じるものと認められる。したがって，引用商標6は，「リプロジェネティクス」という称呼を生ずるものと
20 認められる。

この点に関し原告は，引用商標6の図形部分は，「Y」二つが組み合わせられて「X」となるものであり，引用商標6は「エクスイリプロジェネティクス」という称呼のみを生ずると主張する。

しかしながら，図形部分において上下に組み合わせられた各図形は，二又
25 に分かれていることは認識し得るとしても，連結部分から伸びる線が短いから，「Y」と認識されるものとはいい切れない。また，図形部分の形状全

体は、曲線からなり、一般的に使用されている文字や下部の「REPROGENETICS」という文字のフォントの「X」とはかなり形状が異なる上、図形自体が上下に分けられているから、図形部分は、文字を表すものとは認識されるとは限らず、かえって単なるデザインであると認識されるものと認められる。したがって、本件商標の図形部分から称呼を生じることはないものと認められ、ましてや「エックスワイ」との称呼が生じる余地はないというべきであって、原告の上記主張は、採用することができない。

ウ 上記のとおり、引用商標6の図形部分は、文字を表すものとは認識されないし（上記イ）、その図形部分から特定の観念を生じない。また、引用商標6の文字部分の「REPROGENETICS」は、造語であり、一般的に使用されていとは認められないから（前記(2)ウ）、特定の観念を生じない。そのため、引用商標6全体からも特定の観念を生じないものと認められる。

この点に関し原告は、引用商標6の図形部分は生物学におけるヒト染色体である「X染色体」と「Y染色体」を意味するから、ヒト染色体という観念が生じると主張するが、上記のとおり、そもそも上記図形部分が「X」と「Y」というヒト染色体を表すと読み取ることはできず、したがって、上記図形部分から原告が主張するような観念が生じると認めることはできない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 類否

以上のとおり、本件商標と引用商標6は、外観において、図形部分の有無という差異があるが、本件商標（Reprogenetics）と、引用商標6の文字部分（REPROGENETICS）は、「R」以外の文字が小文字か大文字かの差異はあるものの、つづりを共通にするから、本件商標と引用商標6は、外観において類似する。

本件商標と引用商標6は、「リプロジェネティクス」という称呼を同一とする。

本件商標と引用商標6は、いずれも特定の観念を生じないから、観念を比較することはできない。

5 そうすると、本件商標と引用商標6は、外観において類似し、称呼を同一とし、観念を比較することはできないから、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すると、本件商標と引用商標6は、類似するものと認められる。

(5) 本件審決の判断の誤りの有無

10 したがって、本件商標と引用商標6を類似の商標とした本件審決の判断に誤りはない。

4 取消事由5（役務の類否判断の理由不備）について

15 本件審決は、本件商標の指定役務中の第44類「医療を目的とした遺伝子検査、医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」と引用商標6の指定役務とが類似の役務と認められる理由について、「共に医療行為に関する役務であって」（本件審決第5の1(2)エ）という理由を記載しているから、本件審決は、商標法56条1項、特許法157条2項4号に違反することはない。

20 この点に関し原告は、本件審決には、本件商標の指定役務中の「心理検査」と、引用商標6の指定役務の「人間の生殖に関する医療検査及び医療相談」とが類似する理由が記載されていないと主張する。しかし、本件商標の指定役務中の「心理検査」と、引用商標6の指定役務中の「人間の生殖に関する医療検査」には重なる部分があり、本件商標の指定役務中の「医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」と、引用商標6の指定役務の「人間の生殖に関する医療検査及び医療相談」が類似することは、それらの文言により理解することができるから、原告主張の点を本件審決が具体的に記載していないとしても、本件審決が、本件商標の指定役務中の第44類「医療を目的とした遺伝子

25

検査，医業及び健康のための心理検査及びカウンセリング」と引用商標6の指定役務とが類似すると認められる理由を記載していないとはいえず，原告の上記主張は，採用することができない。

5 結論

5 前記1のとおり，本件審決が，本件商標の登録出願は，正当な理由がないのに，その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでなされたものであると判断したのは誤りであり，その判断の誤りは本件審決の結論に影響を及ぼすから，取消事由1，2には理由がある。

よって，本件審決を取り消すこととし，主文のとおり判決する。

10 知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

15

東 海 林 保

20

25

裁判官

上 田 卓 哉

5

裁判官

中 平 健

別紙1 (引用商標)

1 引用商標1

国際登録第1323083号

商標の態様：別紙2記載1のとおり

5 指定役務：第42類「DNA analysis services to determine paternity; genetic mapping for scientific purposes; genetic testing for scientific research purposes; laboratory research in the field of genetic reproduction; medical and scientific research in the field of reproduction and genetics; medical research laboratory services; medical research; research and development in
10 the field of reproduction and genetics; research in the field of reproduction and genetics; scientific research and development; scientific research for medical purposes in the field of reproduction and genetics.」及び第44類
「Medical laboratory services, namely, medical testing and patient counseling services regarding human reproduction.」

15 国際登録日：2016年5月24日

指定国官庁：域内市場における調和のための官庁（商標及び意匠），ノルウェー等

2 引用商標2

20 出願第256800号

国名：アラブ首長国連邦

商標の態様：別紙2記載1のとおり

指定役務：第42類「科学・技術のサービス及びこれらに関する研究及びデザイン，工業上の分析及び研究，コンピュータハードウェア及びソフトウェア
25 の設計及び開発」

出願日：2016年7月19日

登 録 日：2017年1月18日

3 引用商標3

出願第256801号

5 国 名：アラブ首長国連邦

商標の態様：別紙2記載1のとおり

指 定 役 務：第44類「医業，動物の治療他」

出 願 日：2016年7月19日

登 録 日：2017年1月18日

10

4 引用商標4

登録番号1437022764

国 名：サウジアラビア王国

商標の態様：別紙2記載1のとおり

15 指 定 役 務：第42類「科学・技術のサービス及びこれらに関する研究及びデザイン，工業上の分析及び研究，コンピュータハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発」

出 願 日：2016年7月18日

登 録 日：2016年10月26日

20

5 引用商標5

登録番号1437022765

国 名：サウジアラビア王国

商標の態様：別紙2記載1のとおり

25 指 定 役 務：第44類「医業，動物の治療他」

出 願 日：2016年7月18日

登 録 日：2016年10月26日

6 引用商標6

登録第3014461号(甲11)

5 国 名：アメリカ合衆国

商標の態様：別紙2記載2のとおり

指 定 役 務：第44類「medical laboratory services, namely medical testing and patient counseling services regarding human reproduction」

出 願 日：2003年8月25日

10 登 録 日：2005年11月15日

7 引用商標7

登録番号2654316

国 名：アルゼンチン共和国

15 商標の態様：「REPROGENETICS ARGENTINA」

指 定 役 務：第44類「全指定役務」

出 願 日：2013年4月10日

登 録 日：2014年6月11日

20 なお、引用商標7の移転前の権利者は「TANGO GENICS S. A.」
である。

8 引用商標8

登録番号2687690

国 名：アルゼンチン共和国

25 商標の態様：別紙1記載1のとおり

指 定 役 務：第44類「医業及び動物の治療、人及び動物のための衛生および

美容のためのケアに関する役務の提供」

出 願 日：2013年3月15日

登 録 日：2014年10月23日

5 なお、引用商標8の権利は、2016年3月18日に「TANGO GENI
CS S. A.」から被告に譲渡された。

9 引用商標9

登録番号2687689

国 名：アルゼンチン共和国

10 商標の態様：別紙1記載1のとおり

指 定 役 務：第42類「科学的及び技術的な研究開発」

出 願 日：2013年3月15日

登 録 日：2014年10月23日

15 なお、引用商標9の権利は、2016年3月18日に「TANGO GENI
CS S. A.」から被告に譲渡された。

10 引用商標10

登録番号2654315

国 名：アルゼンチン共和国

20 商標の態様：「REPROGENETICS ARGENTINA」

指 定 役 務：第42類「全指定役務」

出 願 日：2013年4月10日

登 録 日：2014年6月11日

25 なお、引用商標10の移転前の権利者は「TANGO GENICS S. A.」
である。

1 1 引用商標 1 1

登録番号 0 0 3 6 1 5 3 2 5

国 名 : E u r o p i a n U n i o n

商標の態様 : 別紙 2 記載 3 のとおり

5 指定商品及び指定役務 : 第 1 6 類 「Paper, cardboard and goods made from these materials, not in other classes; printing materials; bookbinding material; photographs; stationery; adhesives for stationary or household purposes; artists material; paint brushes; instructional or teaching machines (except apparatus); plastic materials for packing (not included in other

10 classes); printing types; printing blocks; in particular, publications, magazines, periodicals and catalogues.」, 第 4 1 類 「Provision of education; providing of training; entertainment; cultural activities; in particular, arranging and conducting colloquiums, conferences, congresses, seminars, symposiums and training workshops, publication of books; electronic

15 publication of books and periodicals online.」及び第 4 2 類 「Scientific and technological services and research and design relating thereto; industrial analysis and research services; in particular, analysis of embryos and gametes.」

出 願 日 : 2 0 0 4 年 1 月 9 日

20 登 録 日 : 2 0 0 5 年 6 月 2 3 日

権 利 者 : R E P R O G E N E T I C S S P A I N S . A .

別紙 2

- 1 (引用商標 1 ~ 引用商標 5, 引用商標 8, 引用商標 9)



5

- 2 (引用商標 6)



- 3 (引用商標 1 1)



10